

大阪狭山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の 人件費率
R3年度	人 58,496	千円 22,365,988	千円 822,805	千円 3,566,507	% 15.9	% 15.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

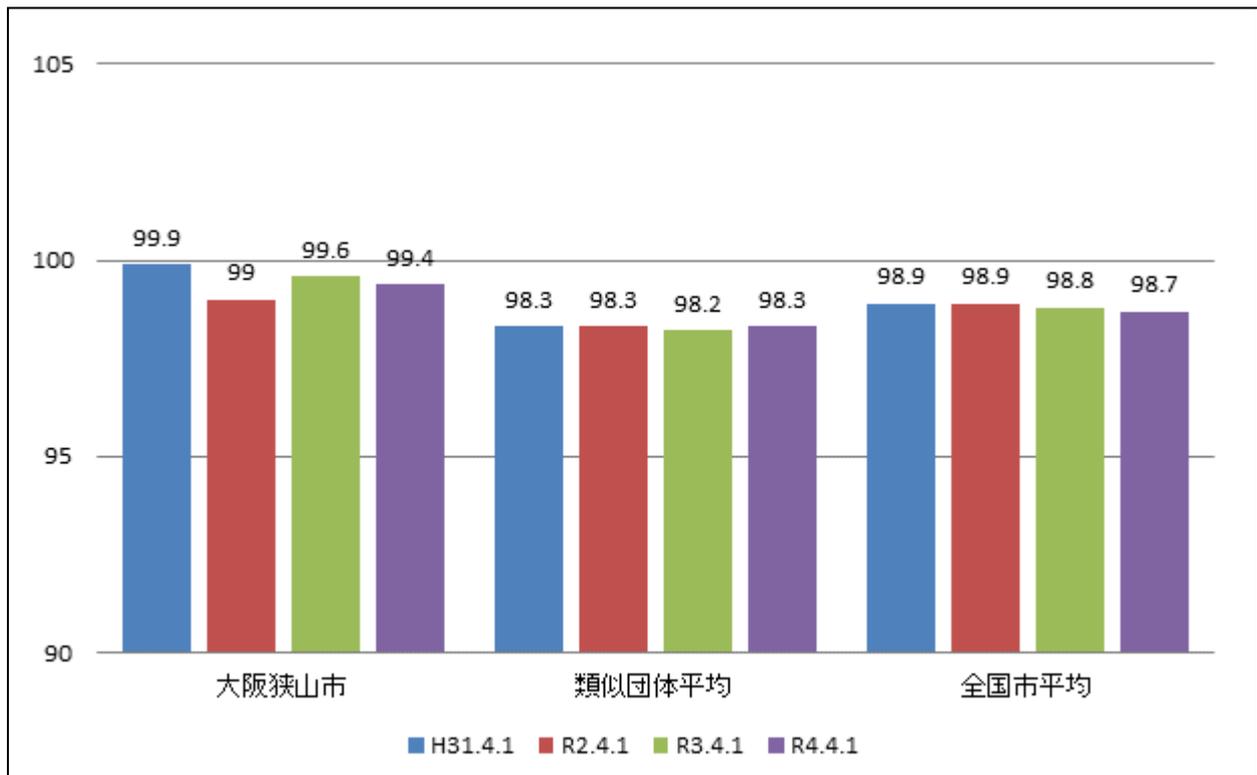
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 B		
R3年度	314人	千円 1,135,148	千円 377,483	千円 532,206	千円 2,044,837	千円 6,512	千円 6,120

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準15%に対し、大阪狭山市においても15%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は11%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日時点、平成29年4月1日時点、平成31年4月1日時点はいずれも13%を支給。その後、令和元年6月に15%に改定し、給与改定後は平成31年4月1日に遡及し15%を支給。

（参考）

	平成26年度	平成27年度		平成28～30年度	令和元年度		令和2～4年度
		4/1時点	遡及改定後		4/1時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%
大阪狭山市の支給割合	10%	11%	13%	13%	13%	15%	15%

③その他の見直し内容

実施なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪狭山市	40.3歳	304,745円	408,067円	386,236円
大阪府	41.8歳	314,101円	429,302円	372,403円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.5歳	309,908円	392,862円	356,010円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
大阪狭山市	51.8歳	13	362,562円	453,063円	443,050円	—	—	—
うち清掃職員	49.7歳	7	367,414円	460,355円	444,801円	廃棄物処理業 (男女)	47.0歳	306,000円
うち学校給食員	—	1	—	—	—	—	—	—
うち用務員	52.6歳	5	377,240円	472,191円	470,511円	他に分類され ない運搬・ 清掃・包装等 従事者	49.1歳	236,600円
大阪府	54.4歳	403	301,592円	375,082円	348,989円	—	—	—
国	51.1歳	2,114	286,570円	—	328,416円	—	—	—
類似団体	52.2歳	—	321,235円	375,706円	353,127円	—	—	—

区分	参 考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大阪狭山市	—	—	—	—
うち清掃職員	1.50	7,637,721円	4,266,500円	1.79
うち学校給食員	—	—	—	—
うち用務員	2.00	7,903,385円	3,187,900円	2.48

※民間データは、「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。
（平成31年から令和3年までの3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教 育 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪狭山市	42.0歳	305,448円	398,347円
大 阪 府	38.8歳	338,537円	415,855円
類似団体	41.0歳	307,579円	356,415円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		大阪狭山市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	188,700円	187,300円	182,200円
	高 校 卒	160,100円	153,500円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	—	153,267円	—
教 育 職	大 学 卒	188,700円	209,100円	—
	高 校 卒	160,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,175円	—	—	410,512円
	高校卒	—	—	—	395,250円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

2 各階層別の該当職員数が3人以下の場合、記載を省略しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

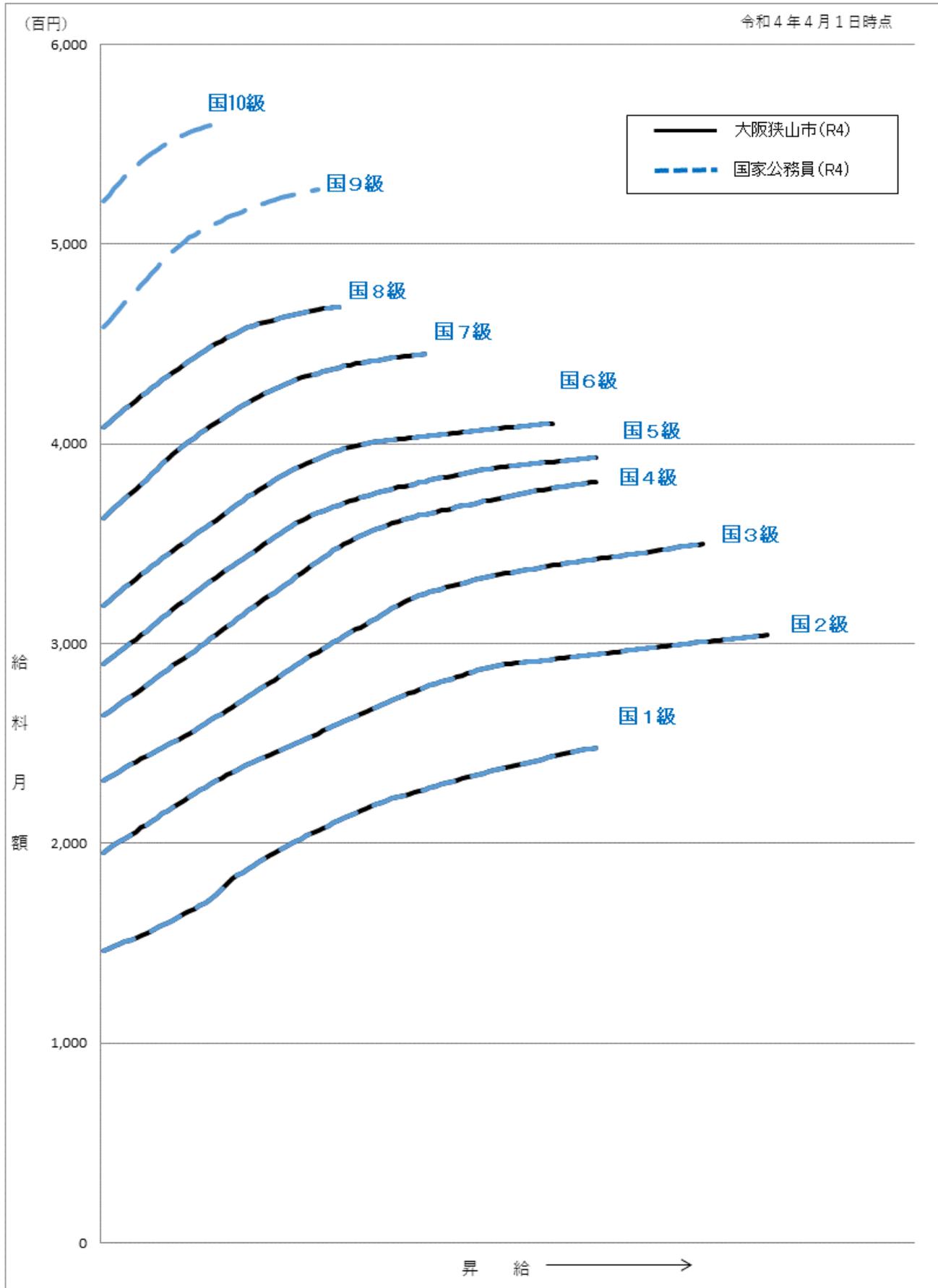
区分	標準的な職務内容	1号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）	職員数	構成比
1級	主事補	146,100	247,600	20人	7.8%
2級	主事	195,500	304,200	29人	11.4%
3級	主任	231,500	350,000	47人	18.4%
4級	主査	264,200	381,000	66人	25.9%
5級	課長補佐・主幹	289,700	393,000	29人	11.4%
6級	課長	319,200	410,200	40人	15.7%
7級	次長	362,900	444,900	10人	3.9%
8級	部長	408,100	468,600	14人	5.5%
計				255人	100.0%

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成26年に7級制から8級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大阪狭山市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	大阪府	国
1人当たり平均支給額 (R3年度) 1,682千円	1人当たり平均支給額 (R3年度) 1,650千円	—
(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.35月分) (0.90月分)	(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（大阪狭山市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

大阪狭山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続25年以上で、定年前6月を超え10年以内の退職者に対し、定年前1年につき2%加算（最大20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき3%（定年前1年以内の者は2%）加算（最大45%）		
1人当たり 平均支給額 4,102千円 20,703千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）			201,791千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）			581,530円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15%	347人	15%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		1,158千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		37,342円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R3年度）		8.9%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R3年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務G・保険年金G・高齢介護G・経営総務Gに所属する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料又は下水道使用料を徴収するため実地に訪問しての納入の督促及び徴収事務	実績なし	日額 200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R3年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉事務手当	(1) 生活援護Gに所属する職員 (2) 福祉G・高齢介護G・子ども政策部に所属する職員	(1) 生活保護法の規定に基づく被保護者又は要保護者の住居等を訪問しての実地調査又は指導業務 (2) 上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務	108.6千円 実績なし	日額 300円 日額 200円
行旅病人等収容護送手当	(1)、(2)生活援護Gに所属する職員	(1) 行旅病人の収容又は護送 (2) 行旅死亡人の収容又は護送	実績なし	1件 500円 1件3,000円
死獣処理手当	生活環境G・公園緑地Gに所属する職員	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業	195.5千円	1件 500円
感染症防疫作業手当	健康推進Gに所属する職員	感染症の予防消毒作業	実績なし	1回 500円
特例	健康推進Gに所属する職員	(1)新型コロナウイルス感染症の患者に接する作業 (2)新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理 (3)その他(1)・(2)に掲げる作業等に準ずる作業・処理	実績なし	1日3,000円 ※新型コロナウイルス感染症の患者に接触して又は長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合 4,000円
危険手当	(1) 生活環境G・土木Gに所属する職員 (2) 教育総務G(技能職員)・公園緑地Gに所属する職員 (3) 都市整備部に所属する職員	(1) 交通を遮断することなく道路上で行う作業 (2) 毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業 (3) 地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	853千円	日額 500円
下水処理作業手当	下水道工務Gに所属する職員	管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業	0.5千円	1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R3年度決算)	60,161千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	249千円
支給実績 (R2年度決算)	39,686千円
職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	145千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者（給料表7級以下職員） 6,500円 （給料表8級 職員） 3,500円 子 10,000円 父母等（給料表7級以下職員） 6,500円 （給料表8級 職員） 3,500円 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		36,986千円	238,619円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え27,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が27,000円を超える場合 家賃額に応じて最高28,000円	同じ		24,084千円	308,774円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が 55,000 円以下については運賃相当額（6箇月定期券相当分支給） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ		22,859 千円	81,638円
管理職手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて 36,000円～64,000円※	—		64,894千円	618,042円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの 給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		実績なし	実績なし

※管理職手当：減額措置あり

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、役職に応じて10%～20%を減額

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	(減額後)	(減額前)	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市長	765,000円	900,000円	1,061,000円 / 455,000円
報 酬	議長	551,000円		737,000円 / 366,000円
	副議長	494,000円		653,000円 / 294,000円
	議員	475,000円		591,000円 / 266,000円
地 域 手 当	市長 副市長	(令和3年度支給割合) 11%		
期 末 手 当	市長 副市長	(令和3年度支給割合) 4.10月分		
	議長 副議長	(令和3年度支給割合) 4.10月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式) 給料月額×38/100×在職月数	(1期の手当額) 13,953千円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×26/100×在職月数	8,062千円	任期ごと
※減額措置あり:算出額からその100分の30に相当する額を減じた額とする				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

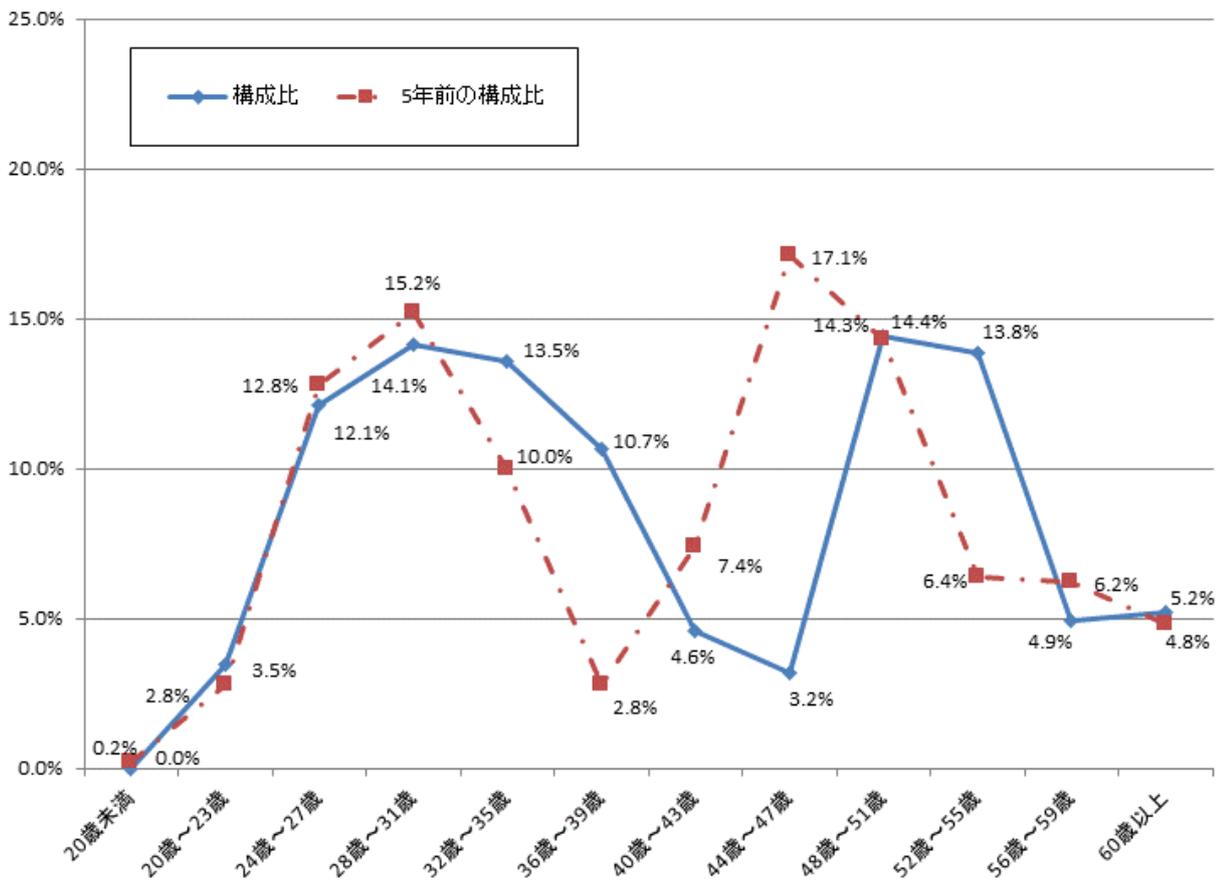
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			R3 年	R4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	5	1	業務量増（1）
		総 務	88	90	2	業務量増等（3）、重複配置解消（△1）
		税 務	23	22	△1	配置職員の任用形態変更（△1）
		労 働	1	1	0	
		民 生	75	73	△2	欠員不補充（△2）
普 通 会 計 部 門	小 計	衛 生	29	30	1	業務量増（1）
		農林水産	3	3	0	
普 通 会 計 部 門	小 計	商 工	3	3	0	
		土 木	26	29	3	業務量増（2）、欠員補充（1）
普 通 会 計 部 門	教育部門		62	62	0	欠員補充（1）、欠員不補充（△1）
	小 計		314	318	4	<参考> 人口1万当たり職員数 54.36人 (類似団体の人口1万当たり職員数 64.94人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下 水 道		10	10	0	
	そ の 他		19	19	0	
	小 計		29	29	0	
合 計			343 [381]	347 [381]	4	<参考> 人口1万当たり職員数 59.32人

(注) [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	12人	42人	49人	47人	37人	16人	11人	50人	48人	17人	18人	347人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）



部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年		
一般行政	239	240	240	241	252	256	17 (7.1%)	
教育	66	66	65	61	62	62	△4 (△6.1%)	
消防	74	76	75	74	0	0	△74 (△100%)	
普通会計計	379	382	380	376	314	318	△61 (△16.1%)	
公営企業等会計計	42	43	44	44	29	29	△13 (△31.0%)	
総合計	421	425	424	420	343	347	△74 (△17.6%)	